

決 議

今日ここに集った私たちは、新潟大学の学長選考の過程に、疑問をもっています。去る8月28日に教職員による意向投票が実施され、得票第1位の候補者が有効投票の過半数を得ました。しかし9月25日の学長選考・監察会議では、得票第2位の候補者が選出されました。1位の候補者と2位の候補者の得票数は、ほぼ2倍の差がありました。

学長候補を選出する権限は学長選考・監察会議にあること、意向投票の結果はその判断材料のひとつにすぎないこと、については私たちも承知しています。しかし他の判断材料である候補者の所信や経歴も、個々の教職員にあらかじめ開示され、さらに職員組合が各選考候補者に対しておこなったアンケートの結果など、各種情報をもとに熟考したうえで、投票されたのが意向投票の結果です。約2倍の票差に示された構成員の「意向」を覆す決定をすることは、学長選考・監察会議による相当に大きなひとつの意思の表明であり、全学の教職員は驚きをもってこれを受けとめました。

それ以来、職員組合は声明書、定期大会での決議書をあげ、人文学部・教育学部・工学部・農学部では教授会等の正式な組織決定により、学長選考・監察会議に対して、このような結果に至った経緯の説明を求めてきました。

これに対し、大学執行部は定例の議事概要を公表し、また11月26日、学長選考・監察会議議長が「学長候補者の選定について」を公表しました。しかしながらこれらは、会議の場で出た主な意見を提示したにすぎないもので、議論の時間的経緯や議決の票数も示されず、「どのような経緯で」こうした重大な意思決定がなされたかの説明には、まったくなっていません。

構成員ひとりひとりの意思が尊重されることは、学問の自由、大学の自治の基礎にあります。学長選考という重要な場でなされた決定の経緯が説明されないままでは、今後構成員の意思が無視される組織になるのではとの懸念を、私たちに抱かせます。

よって私たちは、本日このような認識を共有し、次の点を今後とも求めていきます。

- 1.学長選考・監察会議は、各委員のすべての発言、面談の内容、議決の票数等を時系列で示した議事録相当の記録を開示すること。
- 2.学長選考・監察会議は、上記をもって、意向投票で示された学内構成員の意向とは異なる判断をするに至った理由を、合理的に正確に説明すること。
- 3.国立大学法人新潟大学は、今後とも意向投票制度を維持し、学長選考に際して学内構成員が意思を表明する機会を確保すること。

以上決議する。

2025年12月17日

「学長選考を考える」参加者一同